

諮問番号：平成29年諮問第1号

答申番号：平成29年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府〇〇広域振興局長（知事の権限の受任者。以下「処分庁」という。）が、複数の取引先からの依頼を受けて翻訳を行い収入を得ている審査請求人の当該翻訳の業務を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく個人事業税が課される「請負業」に該当すると認めて、当該業務に係る平成27年の所得に対し個人事業税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、翻訳の業務は、個人事業税を課すべき事業として法に定めがないこと及び審査請求人が現に当該翻訳の業務を引き受けている契約方法の実態に照らせば当該業務には「継続性」がないことから、「請負業」に該当しないと主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年2月25日、平成27年分の所得に係る確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を〇〇税務署に提出した。
- 2 1の提出をもって、法第72条の55の2第1項及び第2項並びに京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第42条の19第2項の規定により、審査請求人は、個人事業税の納税義務者として、1の提出日に、京都府知事に対し、本件確定申告書に記載された平成27年分の事業の所得に関する事項を法第72条の55第1項及び条例第42条の19条第1項の規定により申告をしたものとみなされた。
- 3 処分庁は、個人事業税の課税標準については、当該課税年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるため（法第72条の49の11第1項及び条例第42条の14第1項）、審査請求人の2の申告に基づく所得を課税標準として、平成28年8月1日付けで、審査請求人に対し、平成28年度分の個人事業税に係る本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成28年8月26日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり、本件処分は、違法又は不当である旨を主張している。

- (1) 審査請求人が、複数の取引先から依頼を受けて行っている翻訳の業務は、法第72条の2第3項の規定により個人事業税が課されるべきいずれの事業としても法に定められていないので、「請負業」に該当すると認定した処分庁の判断には、誤りがある。
- (2) 処分庁は、(1)の翻訳の業務の継続性等に依拠して、これを「請負業」に該当すると主張するが、審査請求人が現に当該翻訳の業務を引き受けている契約方法は、電子メール等によるその都度の依頼に応じ、内容を検討した上で引き受けるかどうかを判断するという、突発的又は単発的なものであるから、当該翻訳の業務には、処分庁が認定したような継続性の要素がないので、「請負業」に該当すると認定した処分庁の判断には、誤りがある。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は、適法である旨を主張している。

- (1) 法第72条の2第8項第14号に規定する「請負業」とは、「①報酬の取得を目的として、ある仕事の完成を引き受け、これを完成させるものであり、②広い意味における資本を基礎として、③利益を得る目的で、④継続的に行う行為をいう」ものとされている。
- (2) 審査請求人に係る本件確定申告書の添付書類である収支内訳書の記載内容及び審査請求人からの聴き取りの内容によれば、審査請求人は、①複数の取引先からの依頼を受けて翻訳を行い、これを完成させることで報酬を受ける形態で当該翻訳の業務を行い、②経費支出の実態から資本性が認められ、③利益を得る目的であることには争いはなく、④事業の継続性も所得の申告の実態から認められるので、当該翻訳の業務は「請負業」に該当するとの処分庁の判断には、誤りはない。

第5 法令の規定等について

1 個人事業税に関する法令の関係規定については、次のとおりである。

- (1) 個人事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課することとされている（法第72条の2第3項及び条例第42条第3項）。
- (2) 個人事業税が課される「第一種事業」とは、法第72条の2第8項各号に掲げる事業をいい、同項第14号は、「請負業」を定めている。
- (3) 個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるとされており（法第72条の49の11第1項及び条例第42条の14第1項）、その算定は、当該前年中の事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、原則として、所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法（昭和40年法律第33号）第26条に規定する不動産所得及び同法第27条に規定する事業所得の計算の例によることとされ（法第72条の49の12第1項）、また、当該事業の所得の計算上290万円を控除することとされている（法第

72条の49の14第1項)。

(4) 個人事業税の額は、第1種事業を行う個人については、(3)により算定された所得に100分の5の税率を乗じて得た金額とされている(法第72条の49の17第1項及び条例第42条の16)。

(5) 道府県知事は、個人事業税を課する場合においては、原則として、当該個人が(3)の不動産所得及び事業所得について税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準とすることとされており(法第72条の50第1項)、当該課税がされるべき場合には、当該納税義務者たる個人は、法第72条の55第1項及び条例第42条の19第1項による申告の義務があるが、当該納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、本件確定申告書に記載された(3)の算定に必要な事項の申告をしたものとみなすこととされている(法第72条の55の2第1項及び第2項並びに条例第42条の19条第2項)。

2 個人事業税の課税標準の算定は、1の(3)のとおり、所得税法上の不動産所得及び事業所得の計算の例によりなされるが、当該事業所得とは、所得税法においては、次の所得をいうものである。

(1) 「事業所得」とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいい、その事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額をいう(所得税法第27条第1項)。

(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)では、(1)の政令で定める事業について、同令第63条各号において該当する事業を掲げ、このうち、同条第12号では、「対価を得て継続的に行なう事業」を掲げている。

(3) (1)及び(2)に関し、最高裁判例(最高裁昭和52(行ツ)第12号・昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35卷3号672ページ)では、「事業所得」とは、①自己の計算と危険において独立して営まれ、②営利性、有償性を有し、③かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうとされている。

3 事業税の課税実務上、広く用いられている「事業税逐条解説(平成7年5月18日発行。自治省府県税課編・(財)地方財務協会刊)」(以下「逐条解説」という。)においては、個人事業税が課される「事業」及び「請負業」に関し、次のとおり記載されている。

(1) 「事業」とは、(第一種事業及び第二種事業に関し)広い意味における資本を基礎として、利益を得る目的で、継続的に行う行為の結合体をいう(逐条解説34ページ)。

(2) 「請負業」とは、報酬の取得を目的として、ある仕事の完成を引き受け、これを完成する事業をいう。請負とは、当事者の一方(請負人)がある仕事を完成することを約し、相手方(注文者)がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約である(民法六三二)。したがって、単に請負という面からみれば、その範囲は広く、論文作成、音楽演奏等いわゆる自由業をも含むものであるが、

地方税法上第一種事業として法定されている請負業とは、いわゆる営業の範囲に属するものと一般に解されており、資本的経営を行っていないものや第三種事業として列挙されている自由業はここでいう請負業に入らない。また、運送業、印刷業等も広い意味での請負業であるが、それぞれ個別の業種として列挙されているのでここでいう請負業には含まれない。したがって、請負業の具体例としては、土木建築の請負、大工、左官等のほか他人の依頼を受けて洗濯（クリーニング業に該当するものを除く。）、洗張、表装、表具、和洋裁縫、製本等をなす者等が挙げられる（逐条解説41ページ）。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人が平成27年に個人事業を営んでいたことについては、審査請求人及び処分庁のいずれも異論のないところであり、このことは、「平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」の第一表に営業等による所得金額が計上されていることから疑いの余地がないものと認められる。

イ 審査請求人が平成27年に営んでいた事業の内容については、審査請求書及び弁明書により「複数の取引先から依頼を受けて翻訳を行う」ものであると認められる。

なお、翻訳業については、「日本標準産業分類（平成25年10月改定版）」によると、「主としてある言語で表現された文章の内容を他の言語になおすことを行う事業」とされている。

ウ 審査請求人が行っている事業、すなわち「翻訳業」については、審査請求人が主張するように法のいずれの規定にも記載がない。そこで、「請負業」に該当するか否かを検討するに、「請負業」については、①その事業が当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約によって行われるもので、法に定める他の個人事業税が課される事業に該当しないものであること、②資本的経営を行っているものであること、の2つの要件を満たすものであるとみるのが適当である。

エ 審査請求人が行っている事業についてみると、平成28年12月6日付け回答書により、顧客からの依頼に応じて日本語で書かれた試験報告書を英語に翻訳する等の業務を行う事業形態であるものと認められる。したがって、審査請求人は、「相手方に翻訳という仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の成果に対して報酬を支払うことを約する契約によって行われる」性質の事業を行っていると認めることができるのであるから、ウの①の要件を満たしているものと判断するのが適当である。

オ また、審査請求人が第3の1により〇〇税務署に提出した書類のうち、「平

成27年分収支内訳書（一般用）」によると、減価償却費、地代家賃等の経費の支出を確認することができることから、ウの②の要件も満たしているものと判断される。

カ 以上により、審査請求人が行っている事業については、これを法第72条の2第8項第14号に規定する「請負業」に該当するものと判断するのが適当である。

したがって、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正に行われたものであり、何ら違法な点は存在しない。

キ 審査請求人は、突発的又は単発的に業務を引き受けているだけで継続性の要素に欠けるとして、自身の行う事業が請負業に該当しない旨も主張しているが、ウからカまでに述べたとおり、審査請求人が行っている事業は、その事業形態等を鑑みれば請負業の一種であると判断するのが適当であるから、これを採用することはできない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

ア 審査請求人が行う翻訳業が個人事業税が課される「事業」に該当するか否かについて

(ア) 個人事業税が課される「事業」とは、第5の3の(1)の逐条解説に記載のとおり、①広い意味における資本を基礎として、②利益を得る目的で、③継続的に行う行為の結合体の三つの要件を満たすものであると見るのが適当である。

(イ) 個人事業税の課税標準の算定につき、その算定の例によることとされている所得税法上の「事業所得」とは、第5の2の(3)の最高裁判例のとおり、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得であると見るのが適当である。

(ウ) 審査請求人の行う翻訳の業務が(ア)の①から③までの三つの要件に該当することについては、審査請求人が税務署に提出した書類のうち、「平成27年分収支内訳書（一般用）」に減価償却費や地代家賃等の経費支出が計上されていることや「平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」の第一表に営業等による事業所得金額が計上されていることから疑いの余地がないものと認められる。

(エ) 以上により、審査請求人が行っている翻訳業については、個人事業税が課される「事業」に該当するものと判断するのが適当である。

(オ) なお、審査請求人は、自身の行う業務には取引関係の専属性や業務間の継続性等がないため、(ア)の③の要件に該当しない旨を主張しているが、上記に述べたとおり、審査請求人は反覆継続して仕事を遂行している事実が認め

られること等を鑑みれば、審査請求人が行っている業務は、個人事業税が課される「事業」として判断するのが適当であるから、これを採用することはできない。

イ 審査請求人が行う事業が法第72条の2第8項第14号に規定する「請負業」に該当するか否かについて

1の(2)と同じ。

ウ ア及びイ以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

エ 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであるとする。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年2月6日	審査庁が審査会に諮問
〃 2月16日	第1回調査審議（第2部会）
〃 2月22日	審査関係人による書面提出期限（書面の提出なし）
〃 3月14日	第2回調査審議（第2部会）
〃 3月24日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 第5の1の(1)及び(2)に記載のとおり、個人事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課されるものであり（法第72条の2第3項及び条例第42条第3項）、このうち「第一種事業」とは、法第72条の2第8項各号に掲げる事業をいうものである。本件処分については、この「第一種事業」のうち「請負業」（同項第14号）に該当するものとして、審査請求人に対してなされたものである。

2 審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、審査請求人が行う業務が個人事業税が課される「事業」に該当するか否か（以下「争点1」という。）及び審査請求人が行う業務が法第72条の2第8項第14号に規定する「請負業」に該当するか否か（以下「争点2」という。）以外の点については、争いがないことから、これらの点について検討する。

3 争点1について

審査請求人は、突発的又は単発的に業務を引き受けているだけで継続性の要素に欠けるとして、法第72条の2第3項の規定により個人事業税が課される「事業」に該当しないと主張する。

しかし、審査請求人が税務署に提出した「平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」の第一表に営業等による事業所得として〇〇〇万円余りが計上されており、この事業所得とは、第5の2の(3)に記載の最高裁判例によれば、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」をいうものであることからすると、自身の業務が個人事業税が課される「事業」に該当しないと主張する審査請求人の主張には合理性がない。

4 争点2について

審査請求人は、翻訳の業務は、個人事業税を課すべき事業として法に定めがないことを理由に、個人事業税が課されないと主張する。

この点、確かに、審査請求人が行っている翻訳の業務については、法にそのまま規定されている箇所はないところ、処分庁は、審査請求人が行う翻訳の業務が法第72条の2第8項第14号に規定する「請負業」に該当するとして、個人事業税を課している。

ここでいう「請負業」については、①その事業が当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約によって行われるもののうち、法に定める他の個人事業税が課される事業に該当しないもので、かつ、②資本的経営を行っているものをいうと解される（第5の3の(2)に記載の逐条解説も同趣旨）。

審査請求人が行っている業務については、審査請求人が提出した回答書及び処分庁が提出した審査請求人とのやり取りを記録した書面によれば、顧客から提供された資料をその利用目的に応じて翻訳するものであり、創作性のある文筆とまでは認めにくいものであることから、上記①の要件は満たされており、審査請求人が税務署に提出した「平成27年分収支内訳書（一般用）」において減価償却費、地代家賃等の経費を支出していることが認められることから、上記②の要件も満たされている。

したがって、審査請求人が行う翻訳の業務が「請負業」に該当すると認定した処分庁の判断は、妥当である。

5 その他

本件処分においては、第5の1に記載の法等の規定に従い適正な課税額の算定がなされており、他に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理